

養護教諭制度の成立と普及について

—職制20 (1961) 年までの議論を素材に—

柳園 順子

要旨

本研究は、学校看護婦出現から養護教諭職制成立20年にあたる昭和36 (1961) 年までの文部省関係者や養護教諭当事者ら(学校看護婦・養護訓導等含む)の言説を素材に、養護教諭制度成立とその普及について再考を試み、新たな知見を加えることを目的とした。その結果、養護教諭制度は学校衛生上の課題に加え、国策や身分確立を求める当事者らの職制制定運動の要請を基底に構築されたことが改めて浮き彫りとなった。戦前、国民学校令の制定により養護訓導(養護教諭の前身)が誕生する中で、政府は皇国主義や健民運動を展開し、ラジオ放送で制度開始を国民に広く周知してその増員を推進した。養護訓導になる5つの方法を紹介すると共に、特別養護への期待も表明していた。戦後は、教職免許法や戦前の呼称の不一致(学校看護婦・衛生婦等)による恩給法上の課題が生じ、その解決を求め、当事者らは激しく運動を展開し法改正へと繋げていた。戦前、女子のみとしていた学校看護婦・養護訓導に対し、1961年時点では養護教諭必置を求め第103条撤廃を主張する一方で、男性養護教諭拡大への期待も提唱されていた。

キーワード：学校看護婦，養護訓導，養護教諭，養護教諭制度，職制制定運動

はじめに

養護教諭の歴史は学校看護婦との接点を持っている。養護訓導(のちの養護教諭)の前身である学校看護婦が置かれたのは、明治37 (1904)年福岡県女子師範学校、次いで岐阜市京町小学校に設置されたのが最初であった。当時の学校看護婦は、児童生徒全般の衛生養護の仕事に従事するのではなく、岐阜市京町小学校ではトラホーム児童の洗眼、福岡県女子師範学校においては寄宿舎における病床看護のために設置された、いわば、特殊な目的を持って配置されていた¹⁾。

学校看護婦の始まりについては、岐阜市立京町小学校専任学校看護婦(廣瀬ます)が市の囑託の身分となったことを代表とする杉浦守邦²⁾の研究をはじめ、澤山信一³⁾が明治32 (1888)年の新潟県南蒲原郡組合立三条高等小学校、近藤真庸⁴⁾が明治38 (1905)年の竹ヶ鼻及び笠松尋常高等小学校、前述の福岡県女子師範学校寄宿舎に学校看護婦が置かれたこと⁵⁾を開始とするなど、各論者によって議論は分かれる。文部省体育局学校保健課にあって戦前から35年に渡り学校保健に関わった荷見秋次郎は、「今日のような意味での学校看護婦の設置は大正10年頃から教育界の先覚者によってはじめられたというべき」としている⁶⁾。

大正12 (1923)年に文部省は、日本赤十字社から2名の学校看護婦を派遣されたことにより、学校看護師執務などについて研究・実験を行った。近藤は、大阪市視学山口正が大正5年(1916年)に行われた第1回大都市連合教育会で欧米の学校看護婦制度の紹介と学校看護婦構想の提案を行い、大正12 (1923)年に大阪市北区済美地区で「一校一名専任駐在制」学校看護婦が配置されたことに着目し、このことが後の養護訓導という教育職としての身分を確立に繋がったと指摘する。当時、大阪は乳児死亡率が非常に高く様々な都市問題を抱えていたが⁷⁾、こうした関連からの言及はしていない。

養護教諭の歴史については、杉浦を定説とするいくつかの研究の蓄積があり、社会の変化と直結する子どもの健康課題と共に整備されてきたことは自明のこととされている。その一方で、国策や職制制定運動等、周縁からの検討は未だ十分にされていない。当時の関係者や養護教諭当事者ら(学校看護婦・養護訓導等含

む)の発言にまなざしを向けることは、制度成立の過程において何を排除し摂取しながらその職・制度が構築されてきたのか、より鮮明にその実像を浮かび上がらせることを可能とする。近年、複雑化・多様化する現代的健康課題解決の中心となることが期待されている養護教諭がどのような道筋を辿り現在に至るのか改めて問い直すことは、今後の在り方を検討する上でも意義あるものと考えられる。

本研究では、学校看護婦誕生から養護教諭職制20年を迎える昭和36 (1961)年までを焦点に、官公庁関連資料や『健康教室』(東山書房)、『学童の保健』(日本学童保健協会)等で語られた関係者らの言説をもとに養護教諭制度の成立過程と普及について新たな知見を加えることを目的とする。これまで明らかにされてきた制度化の動向に相互補完することで、その実相に接近する。

1. 学校看護婦の出現とその執務

明治5年学制発布に始まり、明治31 (1898)年学校医設置、昭和6 (1931)年学校歯科医令発布を経て、昭和16 (1941)年3月1日発令、同4月の勅令148号により、養護教諭は学校職員として規定された。国民学校令第16条において「国民学校二ハ教頭、養護訓導及準訓導トヲ置クコトヲ得」と「養護訓導」の文字が記されたことである。養護訓導成立までは、学校看護婦や衛生婦等さまざまな呼称で学校において従事する看護婦等がいた(以下、学校看護婦)。本節は学校看護婦の出現と執務について、当時の記録から読み解いていく。

明治29 (1898)年5月8日文部省に学校衛生顧問及び学校衛生主事が置かれ、明治30 (1897)年3月15日には文部省直轄学校について学生生徒身体検査規定が制定された。明治38 (1905)年になると岐阜市京町小学校の廣瀬ますが学校看護婦として公費で初めて雇われ、大正3 (1923)年に奈良県、神奈川県に学校衛生主事が置かれている。

大正11 (1922)年6月には日本赤十字社の好意により、同東京支部より派遣された看護婦を文部省学校看護婦として東京女子高等師範学校附属小学校、同幼稚園及び東京府下渋谷町に配置し、学校看護婦の執務に関する研究が行われた。岩原拓は、当時の派遣の意図を、次のように述べている。

大正12(1923)年であつたと思ふが、文部省で始めて此の問題を取上げ、先づ自ら学校看護婦を持つてみたい、又文部省の考えで是を働かしてみたいと考え、當時かういふ方面に豫算を持たなかつた爲め、日本赤十字社本社並びに東京支部と相談して、看護婦を二名だけ派遣して貰ひ、それを文部省から、當時お茶の水にあつた女子高等師範学校の附属小学校と同じく附属幼稚園に配置して仕事を始めたのであつた。當時は、学校でも、どう云ふ仕事をして貰つて誼いが、また文部省でも、どう云ふ仕事か、一番大切であるかよくわからなかつたので、お互に相談を合つて、仕事を進めて行つた⁸⁾。

このように、トラホームの洗眼や救急処置をするのに学校の教員は不慣れであることから、学校看護婦を置こうと思ひつたことによりその導入は始まっている。しかし、その設置目的や仕事内容を具体的に考えていたわけではなかつた。そこで、「トラホームの処置や救急処置も必要であるが、児童等の日常を絶えず注意し、疾病異常を早期に発見し、これを未然に防ぐ処置を講ずることを是非やろう、児童等が自然と健康に導かれるような、健康指導をやろう」⁹⁾と話し合い、実行方法の研究に移つたとみられる。その際、病児の家庭訪問もしたが、真剣にやろうとすると実に困難な仕事であることに気づいていく。衛生は、日常生活に極めて密接な関係にあるがどうすればよいのか分からない、十分研究して生徒に実行されることが一つの生活上の訓練、衛生上の訓練となることが、次第に明らかとなつたのである。この研究を通し、「教育と看護の繋がりを求めてやつていくのが教育であり衛生である」¹⁰⁾ ことが見いだされたといえよう。

一方、全国の学校衛生技師の大会においても、学校看護婦設置の必要論が油然として沸き上がつていた。大正12(1923)年11月には、第8回全国学校衛生主事会議に対し、文部大臣は「学校看護婦ノ適當ナル普及方法及職務規程如何」を諮問して答申を得ている。学校看護婦の職務が成文とされたのは、この「学校看護婦職務規程」が最初であつたと思われる。しかし、あくまで学校衛生主事会議の答申であり、文部省で制定した公的なものではなかつた。職務内容をみると、学校看護婦は学校長の監督を受け、学校医の指揮に従ひ、学校医を補助するものとされており、当時の学校看護婦の地位が察せられる。本規程は、学校看護婦が実際に受け持っていた執務の実状と、学校や学校医からの希望が織り込まれたものであつたことが窺える。「学校看護婦ノ適當ナル普及方法及職務規程左ノ如シ(第8回「学校衛生主事会議」答申・大正12年11月)」¹¹⁾(表1)には、その普及方法及職務規程が、次のように記されている。

表1 学校看護婦ノ適當ナル普及方法及職務規程左ノ如シ

甲 普及方法

- 一 小学校ニハ学校看護婦ヲ設置スル様文部省ニ於テ適當成ル規程ヲ設定セラル、コト
- 二 各府県ニ於テハ適當ナル市町村ニ対シ速ニ学校看護婦ヲ設置セシメ他ニ範ヲ示スコト
- 三 日本赤十字社、愛国婦人会並ニ各種公共団体其他篤志者ヲシテ学校看護婦ノ派遣ニ関シ一層尽力セシムルコト

- 四 学校看護婦ヲ設置シタル市町村ニ於テハ其効果ヲ父兄及一般社会ニ対シ知悉セシムル方法ヲ講スルコト
- 五 増額セラシタル市町村義務教育費国庫負担金ノ一部ヲ学校看護婦設置費用ニ充当スル方法ヲ講スルコト
- 六 学校看護婦ハ学校教員ニ準シ待遇スルコト
- 七 学校看護婦ハ可成優良ナル者ノ内ヨリ選抜任用スルコト
- 八 学校看護婦並ニ希望者ノ為ニ学校衛生ニ関スル講習會ヲ開催スルコト
- 九 土地ノ狀況ニヨリ学校看護婦ヲ設置シ難キ場合ハ優秀ナル女教員ニ学校衛生ニ関スル講習ヲ施シテ学校看護婦ノ職務ヲ執ラシムルコト
- 十 学校看護婦ノ名称ハ普及上必要ニヨリ適當ニ之ヲ定ムルコト

乙 職務規程

(本職務規程ハ学校看護婦ヲ学校ニ配置シタル場合ノモノトシテ県郡市町村等ニ設置シ数校兼務ヲナシ巡回執務ニヨル場合等ニハ適宜変更スルモノトス)

- 第一条 学校看護婦ハ学校長ノ監督ヲ受ケ学校医ノ指揮ニ従ヒ其職務ニ服スヘシ
- 第二条 学校看護婦ノ勤務ハ校規ノ定ムル所ニ従ヒ教員ニ準ス
- 第三条 学校看護婦ハ左ノ事項ニ付学校医ノ職務ヲ補助スヘシ
 - (一) 简单ナル疾病ノ手当
 - (二) 学校伝染上予防処置
 - (三) 定期及臨時身体検査ノ補助
 - (四) 校外教授、遠足、修学旅行、休暇聚落、水泳、海水浴等ノ衛生次項
 - (五) 児童ノ衛生的觀察
 - (六) 体操其他ノ学科ノ軽減及ヒ欠課ヲ要スル者ノ注意
 - (七) 月経時ノ注意及処置ノ指導
 - (八) 身体、被服、携帯品等ノ清潔検査及指導
 - (九) 学校給食及中食ニ対スル注意
 - (十) 校内視察
 - (十一) 其他必要ナル事項
- 第四条 学校看護婦ハ必要ニヨリ家庭看護法ノ実習指導ヲナスヘシ
- 第五条 学校看護婦ハ学校長又ハ学校医ノ旨ヲ受ケ家庭訪問ヲナシ児童ノ發育、健康増進及疾病ノ手当等ニ就キテ其ノ家庭ト密接ナル連絡ヲ図ルヘシ
- 第六条 学校看護婦ノ職務ニ関シ必要ナル表簿凡ソ左ノ如シ疾病事項手当簿、清潔検査簿、校内視察簿、家庭訪問録、執務日誌、児童名簿、疾病及異常者名簿
- 第七条 学校看護婦ハ学校長ニ日々執務ノ狀況報告ヲナスヘシ尚毎月業務報告書ヲ学校医ノ検閲ヲ受ケ学校長ニ提出スヘシ

出典：「第8回学校衛生主事会議」(大正12年11月) 答申より抜粋

前述の文部省から東京女高師附属小学校に派遣された学校看護婦の報告書には「又卒業期に女子ノ衛生中特ニ注意スベキ月経ノ話ヲナシ其他適宜注意ヲスルコトニツトム」との記録が残されている。職務規程にも「月経時の注意や処置の指導」と記されており、同年12月にはこれらが道府県知事宛に送られている。戦前文部省の公文中に現れた唯一性教育関係の字句であり、学校看護婦が女生徒に対する月経指導を広く行っていたことがここから確認できる¹²⁾。

学校看護婦の日々の執務は、学校長へ報告し、毎月学校医の検閲を受けるとされている。このことは、学校衛生の主導が学校医にあったことを示すものでもある。

大正13(1924)年2月には、学校看護婦執務指針を各地方庁に配送し、同年6月10日に地方学校衛生職員制が制定された。これにより、全国道府県に各1名の学校衛生技師が置かれるようになる。同年5月には、全国連合学校衛生会総会に対し文部大臣は「学校看護婦ノ執務指導上学校医ノ留意スベキ事項」を諮問し、答申を得た。同年の第二回学校衛生技師会議でも、学校看護婦の普及を計り、これを設置する規定を制定することが実施すべき学校衛生施設の適当なると答申を得ている。

昭和4(1929)年3月12日には、第一回全国学校看護婦大会が日本赤十字社参考会で開催された。大会参加者は152名に上ったという。文部大臣より「我国ノ現情ニ鑑ミ学校看護事案ノ発達上特ニ留意スベキ事項如何」と諮問し、学校看護事業は今尚発展初期にあり急務と富むべき事項と答申した。そして「速に学校看護婦の職制を制定發布せられ度し」「文部省に於て学校看護婦に関する規程を速やかに發布せられ度し」「学校衛生婦に課設置に関する規定を制定せられ度し」¹³⁾と建議した。

同年10月29日には、学校看護婦の職務統一のために「学校看護婦ニ關スル件(文部省訓令第21号)」¹⁴⁾(表2)が制定公布され、同訓令により学校看護婦の資格基準及び職務内容が定められる。この訓令は学校看護婦の執務内容等について文部省として初めて公式に制定したもので、昭和17(1942)年に新しい訓令が公布されるまで学校看護婦の執務の指針となった。

同訓令を大正12年の答申と比較すると、学校看護婦の執務内容は大幅に拡大している。環境衛生についての事項が新たに加わり、学校給食は学校食事に變更されている。水泳や月経時についての事項は消失し、疾病異常の治療矯正勧告や必要に応じて適当な診療機関への同伴、眼鏡調達の世話等が細かく求められていることから、当時、近視が大きな課題であったことが窺える。

具体的には、以下のような執務内容が示されていた。

表2 学校看護婦ニ關スル件

近時学校衛生ノ発達ニ伴ヒ之ニ関スル各種ノ施設漸ク其ノ普及ヲ見ルニ至ルハ児童生徒ノ健康増進上洵ニ慶ブベキコトナリトス惟ニ学校衛生ニ関シテハ学校教職員、学校医主トシテ之ニ従事スト雖モ就中幼弱ナル児童ヲ収容スル幼稚園、小学校等ニ於テハ学校看護婦ヲシテ其ノ職務ヲ補助セシメ以テ周到ナル注意ノ下ニ一層養護ノ徹底ヲ図ルハ極メテ適切ナルコトト云ウベシ

而シテ学校看護婦ノ業務ハ衛生上ノ知識技能並ビニ教育ニ関スル十分ナル理解ヲ準ノ拠ルベキモノナク為ニ往々業務ノ実行上不便アルノミナラズ延イテ該事業ノ発達上支障ナキヲ保シ難キハ甚ダ遺憾ナルコトト云ワザルベカラズ

地方長官ハ叙上ノ趣旨ニ鑑ミ左記要領ニ準拠シ夫々適当ノ方法ヲ講ジ以テ学校衛生上ノ実績ヲ挙グルニカメルベシ

- 一 学校看護婦ハ看護婦ノ資格ヲ有スルモノニシテ学校衛生ノ知識ヲ修得セル者ノ中ヨリ適任者ヲ採用スルコト但シ教育ノ実務ニ経験アルモノニシテ学校衛生ノ智識ヲ修得セル者ヲ採用スルモ妨ゲナキコト
- 二 学校看護婦ハ学校長其ノ他関係職員ノ指揮ヲ受ケ概ネ左ノ職務ニ従事スルコト
 - イ 疾病予防・診察介補消毒、救急処置及診察設備の整備並ニ監察ヲ要スル児童ノ保護ニ関スルコト
 - ロ 身体検査、学校食事ノ補助ニ関スルコト
 - ハ 身体、衣服ノ清潔其ノ他ノ衛生訓練ニ関スルコト
 - ニ 家庭訪問ヲ行ヒテ疾病異常ノ治療矯正ヲ勧告シ又ハ必要ニ応ジテ適当ナル診察期間ニ同伴シ或ハ眼鏡ノ到達等ノ世話ヲ為シ尚病氣欠席児童ノ調査、慰問等ヲ為スコト
 - ホ 運動会、遠足、校外教授、休暇聚落等ノ衛生事務ニ関スルコト
 - ヘ 学校衛生ニ関スル調査並ビニ衛生講話ノ補助ニ関スルコト
 - ト 校地、校舎其ノ他ノ設備ノ清潔、再考、換気、暖房ノ消費等設備ノ衛生ニ関スルコト
 - チ 其ノ他ノ学校衛生ニ関スルコト
- 三 学校看護婦執務日誌其ノ他必要ナル諸簿冊ヲ学校ニ備フルコト
- 四 幼稚園其ノ他ノ教育機関ニ於テモ本訓令ニ準拠スルコト
- 五 本訓令ノ実施ニ関シ必要ナル事項ハ地方長官ニ於テ適当ニコレヲ定ムルコト

出典：昭和4年10月29日文部省訓令第21号より抜粋

昭和9(1934)年には、学校衛生調査官(文部大臣諮問機関)に学校看護婦令(勅令案)について諮問し、答申を得た。しかし、訓令公布後も、殆どの学校現場では望ましい効果を上げることは困難だった。学校の教職員が学校保健についての認識が乏しく関心も薄く、家庭や地域社会も同様の状況だったのである。

このように学校看護婦の発達は必ずしも順調ではなかった。後に荷見は、①国として設置について何の法的根拠もなく学校または地方自治体の任意的設置に依存していたこと、②身分、待遇等についても何ら国としての保証がなかったことをその要因に掲げている¹⁵⁾。制定当時の背景として、学校衛生の進展に伴い学校看護婦の設置が各地で要望され、文部省としても学校看護婦の設置普及に特別な配慮を払い、学校看護婦の執務に関し指導すると共に設置の普及に努めたという。職制制定運動の中心人物の一人、千葉千代世(元養護教諭・参議院議員)は、当時の学校看護婦の雇用について「市町村の財政的な事情ですぐ解職される危険があった」と大阪市事例で紹介している¹⁶⁾。

こうした不条理に対し、学校看護婦らから身分の確保や職制制定を要望する声が全国的に集まり、次第にその機運が盛り上がり最高潮に達していくのであった。

2. 養護訓導の誕生

(1) 国民学校令と養護訓導

長年の労苦に満ちた職制運動も、その成果は昭和16(1941)年に公布された国民学校にはじめて養護訓導という形で導入されたことで実ることとなる。本節では、養護訓導成立までの動向をみていく。

速やかに学校看護婦の身分を確立せよ、との声が全国から喚起したことで、昭和11(1936)年5月岐阜市で開催された全国学校看護婦協議会で満場一致をもって全国学校衛生婦職制促進連盟が結成され、全国に呼び掛けてその実現を期せんとしていた。それより先の昭和9(1934)年1月には、諮問機関である学校衛生調査会が開催され、学校看護婦に関する勅令案を決定する。しかしこの制度案は、文部省では無事通過したものの関係官僚の間で問題化することとなり、叶わなかった。

ところが、昭和15(1940)年国民学校制度の断行決定に際し、児童の衛生養護は純然たる学校教育の内容として文部省の重要事項と認める必要が通されたことで、学校教員との同一化が審議されるようになる¹⁷⁾。そして翌、昭和16(1941)年2月28日の「国民学校令(文部省勅令第148号)」¹⁸⁾(表3)制定公布によって養護訓導制度が確立された(同年4月1日施行)。その設置、身分、職務、待遇、資格等が定められ、判任官待遇、恩給上の公務員となったのである。同年3月16日には、国民学校令に基づく養護訓導の検定等も定められた。

国民学校令は、それまでの小学校令を改めたもので、各小学校は新しい標札にかけかえた格好であった。これにより、1年生から6年生までを初等科とし、それ以上の課程を置く場合は高等科と名付けられた。国民学校令は9章と附則からなり、第1章目的、第2章課程及び編成、第3章就学、第4章職員、第5章設置、第6章設備、第7章経費負担及び授業料、第8章管理及び監督、第9章雑則で構成されている。養護訓導を規定した第15条は第4章の職員に記載された。

表3 国民学校令(抄)

第15条	国民学校ニハ学校長及訓導ヲ置クベシ 国民学校ニハ教頭、養護訓導及準訓導ヲオクコトヲ得
第17条	訓導及養護訓導ハ判任官の待遇トス但シ学校長又ハ教頭タル訓導ハ泰任官ノ待遇ヲ為スコトヲ得 訓導ハ学校長ノ命ヲ承ケ児童ノ教育ヲ掌ル 養護訓導ハ学校長ノ命ヲ承ケ児童ノ養護ヲ掌ル 準訓導ハ学校長ノ命ヲ承ケ訓導ノ職務ヲ助ク
第18条	訓導及準訓導ハ国民学校教員免許状ヲ有スル者タルベシ 養護訓導ハ女子ニシテ国民学校養護訓導免許状ヲ有スル者タルベシ

教員免許状ハ師範学校ヲ卒業シ又ハ訓導若シクハ準訓導ノ検定ニ合格シタル者ニ地方長官コレヲ授与ス
養護訓導免許状ハ養護訓導ノ検定ニ合格シタルモノニ地方長官コレヲ授与ス
前2項ノ検定ヲ施行スルタメニ道府県ニ国民学校教員検定委員会ヲ置ク
国民学校教員検定委員会ニ関スル規定ハ別ニコレヲ定ム
教員免許状及養護訓導免許状其ノ他検定ニ関スル規定ハ文部大臣之ヲ定ム

出典：昭和16年3月1日勅令第148号より抜粋

国民学校の教職に就くには、教員免許状を有することが必要だった。そのため師範学校卒業または検定の合格が条件とされていた。検定には無試験検定と試験検定があり、養護訓導の免許状について「国民学校令施行規則(文部省令第4号)」¹⁹⁾(表4)では、以下のように定められている。

表4 国民学校令施行規則(抄)

第88条	国民学校養護訓導免許状ヲ有スル者ハ養護訓導トナルコトヲ得
第95条	検定ハコレヲ分チテ無試験検定及試験検定トシ学力、性及身体ニ付之ヲ行フ
第104条	養護訓導ノ無試験検定ハ左ノ各号ト1ニ該当スル者ニ付之ヲ行フ 1 文部大臣ノ指定シタル学校又ハ養成所ヲ卒業シタル者 2 看護婦免許状ヲ有シ国民学校訓導免許状ヲ有スル者
第105条	養護訓導ノ試験検定ハ看護婦免許状ヲ有シ左ノ各号ノ1ニ該当スル者ニ付之ヲ行フ 1 高等女学校ヲ卒業シタル者 2 専門学校入学者検定規定ニ依リ試験検定ニ合格シタル者及一般ノ専門学校入学ニ関シ試験検定ヲ受クル資格ヲ有スル者 3 其ノ他地方長官ニ於テ特ニ適任ト認メタル者
第106条	養護訓導ノ試験検定ノ科目ハ修身、公民科、教育、学校衛生トシ修身、公民科、教育ノ試験検定ノ程度ハ師範学校本科女性トニ関スル程度ニ準ズ

出典：昭和16年3月14日文部省令第4号より抜粋

(2) 養護訓導講習会

昭和16(1941)年5月9日には、養護訓導の無試験検定を受けられる学校または養成所について、文部大臣の指定が規定された。養護訓導の試験検定は、師範学校本科女子生徒に科する程度とされていた。同年6月21日「養護訓導ノ試験検定標準ニ関スル件(文部省体育局長通牒)」²⁰⁾(表5)をみると、設備衛生、教授衛生、衛生訓練などの事項が確認できる。

表5 養護訓導ノ試験検定標準ニ関スル件

国民学校令施行規則第五十条及び第六十条ニヨル養護訓導ノ試験検定ハ自今別紙記載ノ標準ニ依リ実施セラルルヨウ致度之比段依命通牒ニ及ブ

養護訓導ノ試験検定ニ関スル標準

- 一、国民学校令施行規則第五十条第三号ノ認定ハ左記ニ依ルコト現ニ学校ニ勤務シ2年以上(昭和18年6月22日ノ改正ニヨリ削除)勤続セル者ニシテ成績優良ト認めラルルモノタルコト
- 二、国民学校令施行規則第六十条ノ試験検定ノ科目中、学校衛生ノ検定ハ左記項目ニ就キ師範学校本科第二部女生徒ニ課スル程度ニ準ジ之ヲ行フコト

(一) 学校衛生施設

- 1. 施設衛生
- 2. 教授衛生
- 3. 身体検査
- 4. 学校給食
- 5. 衛生訓練
- 6. 要養護児童ノ養護
- 7. 疾病ノ予防
- 8. 救急看護

(二) 学校衛生法規

(三) 学校衛生実技

- 1. 衛生訓練
- 2. 身体検査
- 3. 救急看護

出典：昭和16年6月21日 文部省体育局長通牒より抜粋

養護訓導検定試験を目前に控え、同年文部省は東京、大阪、福岡の三ヶ所において当該地方県と共同主催の下で学校衛生講習会を開催した。雑誌『学校衛生』には、その実施が以下のように掲載されている。

各地養護訓導講習會

養護訓導検定試験を目前に控え、同年文部省においても東京、大阪、福岡の三ヶ所において当該地方県と共同主催の下に学校衛生講習会を開催せるが、左記各地において相当長期にわたる学校看護婦を対象として講習会を開催し、試験検定の準備に資するところであつた。うち二、三の縣をあぐれば次のごとくである。

- 一、兵庫縣 8月2日より8月22日まで
- 一、宮城縣 〃
- 一、千葉縣 8月25日より8月29日まで
- 一、山口縣 8月2日より8月22日まで
- 一、神奈川縣 8月1日より8月31日まで²¹⁾

因みに、講習科目は各地とも修身、公民、教育、学校衛生等にして、講師は学校衛生技師、師範学校□□、視學官等である²¹⁾。

この講習会が限定地域のみで開催されたことは、地方の学校看護婦の失望を生んだ。内容も少なすぎると雑誌に苦言が寄せられたのである。こうした批判に対し文部省の大西永次郎は、同講習会が①養護訓導の検定試験の方向性を示し学校看護婦の資質向上を狙ったものであること、②将来このように勉強して貰いたいという筋道を立て、かつ補習的講習を行ったものであることを後日同誌上で解答している。その上で、試験検定は地方長官がするものとして、各府県□隣県主催の講習会に参加するよう促している²¹⁾。

学校看護婦の資格基準や職務内容は、前述した昭和4(1929)年の訓令で既に規定されていた。ところが文部省は、昭和17(1942)年7月17日に新たに「養護訓導執務要項(文部省訓令第19号)」²²⁾(表6)を文部省訓令として公布する(当時の文部大臣は医学博士の橋田邦彦)。職務要項には、養護訓導の執務基準が示された。同訓令に伴い養護婦についても文部省から通達が出され、従来の学校看護婦は「養護婦」として勤務することやその執務要項、採用の資格などが定められる。

同訓令が公布される前年の12月に、日本が太平洋戦争に突入したことは特筆すべき事項であろう。この頃になると大西は、「従来の学校衛生は施設設備が中心で養護教育の重心であり衛生訓練がその指導理念であったが、環境の整備改善を衛生の本義とする考え方を再検討すること」を指南するようになる。学校衛生は教育としての健康指導であり、国民錬成の一翼を分担する以上、教授、訓練、養護の三者が一体として動くところに教育の真実の姿があり、具体の事実が存在すると説いている²³⁾。重田定正は昭和17(1942)年5月1日より同8日に至る8日間を以て強調期間と定め、皇国民族の増加と質の向上を目途とする健民運動の実践化を呼び掛けている。学校、ことに国民学校の協力を仰ぎ、児童を通じて一般国民を教育することを教育者自身が之を理解し、垂範実践すべきと主張するのであった²⁴⁾。

こうした戦時下で、学校看護婦らは「勅令はでたが、国を挙げて戦争はしだいに拡大し、ある者は従軍看護婦に応召を命じられて戦野に、残る者は学童疎開の寮母として必死に子らを守りつづけた」²⁵⁾と、戦後千葉は当時の学校看護婦らの実情について回顧している²²⁾。

表6 養護訓導執務要項

- 一、養護訓導ハ常ニ児童心身ノ状況ヲ查察シ、特ニ衛生ノ躰、訓練ニ留意シ児童ノ養護ニ従事スルコト
- 二、養護訓導ハ児童ノ為概ネ左記掲グル事項ニ関シ執務スルコト
 - イ、身体検査ニ関スル事項
 - ロ、学校設備ノ衛生ニ関スル事項
 - ハ、学校給食其ノ他児童ノ栄養ニ関スル事項
 - 二、健康相談ニ関スル児童
 - ホ、疾病ノ予防ニ関スル事項
 - ヘ、救急看護ニ関スル事項
 - ト、学校歯科ニ関スル事項
 - チ、要養護児童ノ特別養護ニ関スル事項
 - リ、其ノ他児童ノ衛生養護ニ関スル事項

三、養護訓導ハ其ノ執務ニ当タ他ノ職員ト充分ナル連絡ヲ 図ルコト
四、養護訓導ハ医務ニ関シ学校医、学校歯科医ノ指導ヲ承 クルコト
五、養護訓導ハ必要アル場合ニハ於テハ学校ト家庭トノ連 絡ニ勉ルコト
附則 昭和4年文部省訓令第21号学校看護婦ニ関スル件ハコレヲ 廃止ス
出典：昭和17年7月17日文部省訓令第19号より抜粋

表7 養護婦ニ関スル件²⁶⁾
<p>一般文部省訓令第19号ヲモッテ養護訓導執務要項制定セ サレ、昭和4年文部要訓令第21号学校看護婦ニ関スル件ノ 之ヲ廃止セラレルモ、従来ノ学校看護婦ハ自今養護婦トシ テ養護訓導執務要項ニ準拠シテ執務ニセシムルコトト致度 ニ付、之ガ指導上遺憾ナキヲキセラレ度。</p> <p>養護婦ノ採用ニ関シテハ、看護婦免状ヲ有スル者ノ中ヨ リ先任者ヲ選任スルヤウ致度、依命通牒ニ及ブ。</p> <p>尚国民学校ニアリテハ、養護訓導免状ヲ有スル者ヲ得難 キ場合ニ於テ、当分ノ間養護婦ヲシテ児童ノ衛生養護ノ実 務ニ従事セシムル儀ナルニ付、為念申請ス</p>

前述したに国民学校令(表3)の第15条には「国民学校には(中略)養護訓導(中略)を置くことを得」²⁷⁾と規定された。つまり、この段階では養護訓導は置くことができるし、置かなくても良いという位置づけであった。ところが、昭和18(1943)年には国民学校令が改正され、第15条で以下のように定められる。「国民学校令の一部改正(文部省勅令635号)」²⁸⁾(表8)により、養護訓導は必置された。

表8 国民学校令の一部改正
<p>第15条 国民学校ニハ、学校長、訓導及養護訓導ヲ置クベ シ国民学校ニハ教頭及準訓導トヲ置クコトヲ得</p> <p>出典：昭和18年勅令635号より抜粋</p>

(3) 国民への周知～「養護訓導」をPRした文部省体育局長重田定貞^{註3)}のラジオ放送

養護訓導が誕生した昭和16(1941)年10月13日、午後4時からNHKのラジオ放送で養護訓導について文部省の重田から国民へ周知された。戦後、重田本人によりその原稿が公開されている。本節はこの原稿を基に当時の状況を検討する。

当時、重田は学校看護婦が置かれた理由を「学校の先生では急病人の世話やケガの手当てがうまくいかない、トラホームの眼を洗うのも心もとないところがあった」²⁹⁾とし、洗眼婦と呼ばれた地域もあったと述べている。トラホーム予防がいかに重く見られたかを示す反面、一般児童の衛生養護はほとんど何もしていなかったのが実情だった。文部省当局は大正10年頃から学校看護婦の仕事を見

児童の健康に毎日気を配り、病気を早く見つけ、病気にかかるのを防ぎ、もっとじょうぶになるようにする方向に指導」³⁰⁾した。その結果、大正11年に全国約100人しかいなかった学校看護婦も昭和5年に約1500人、15年には5000人に達した、としている^{註4)}。全国の学校に行きわたるところまではいかなかった原因に身分の問題があり、国として規則がなく、市町村も費用を払う義理もなく、多くは篤志家の寄付や保護会会の費用で賄っていたのが実情だった。「文部省も昭和7、8年ごろから学校医や学校歯科医と同じように養護婦会といった勅令案を考えているうちに国民学校の中に養護訓導が生まれた」³¹⁾という。

ラジオ放送では養護訓導になるには国民学校養護訓導免許状が必要であり、検定に合格した人に地方長官が免状を与えたことも紹介している。検定には①無試験検定と②試験検定があり、①は1)養護訓導の養成所を卒業したもの、2)国民学校訓導免許状と看護婦免状の両方を持っている者であった。②も看護婦免許は必須で1)高等女子学校の卒業生、2)専検に合格した者、3)地方長官が特に適任と認めた者が試験を受けて養護訓導になれる5つの道があると説明している。特に3)で今年(昭和16年)6月21日の体育局長通牒で示した「現に学校に勤務し2年以上勤務し成績優良と認められた者」①-1)については、2年たたないと取得出来ないことから、①-2)の条件を満たす人は少なかった。戦後、重田は「②-1)・2)はかなりあったが、②-3)の現在学校看護婦をしている人のために開かれる道を通る人が最も多かった」と回想している。

養護訓導の試験検定科目は、修身・公民科・教育・学校衛生の4科目で、全部師範学校本科二部女生徒、すなわち女子師範の二部の生徒に課する程度であった。学校衛生の科目の第1は学校衛生施設(学校衛生・教授衛生・身体検査・学校給食・衛生訓練・要養護児童の養護・疾病の予防・救急看護)、第2は学校衛生法規、第3は学校衛生実技(衛生訓練・身体検査委・救急看護が含まれる)で高等学校の卒業生等は修身、公民科、教育の中の一科目又は数科目の試験を省くことができた(場合によっては学校衛生だけということもあり得る)。

「学校長の命を設けて行う職務」に①児童の衛生訓導に関する事、②病気の予防処置に関する事、③校舎、校具等の環境の衛生に関する事、④学校給食、弁当その他栄養の指導に関する事、⑤健康相談や救急処置に関する事、⑥身体虚弱精神薄弱等の特別養護を要する児童の養護に関する事等を指していた。他にも教職員や児童の身体検査を手伝う、学校医や学校歯科医の補助をすることも含まれた。重田は「そのうち養護訓導の職務に関する規定をだすことになっており、それまでは昭和4年の学校看護婦に関する訓令を参考にする方向で行うよう」³²⁾指示している。

また、養護学級のある学校には養護訓導がいるはずとし、養護訓導と養護学級との関係が深いのは当然で「養護訓導が置けないから養護学級を作れないというのは正しくはない」³³⁾と強調した。養護学級に関する規定の附則にもあると補足しつつ養護訓導に対し特別養護の期待を表明している。

重田は「養護訓導は看護婦ではあってもどこまで一般教員と同じように勤務し、服装や態度も国民学校の職員にふさわしいものでなければならぬ。学校看護婦という名称の方もこれからは養護訓導

と同じ心掛けていていただきたい。」³⁴⁾と激励し、国民学校令施行規則の「教育に当たっては、教授、訓練、養護の分離を避くべし」の条文を引き合いに「養護にばかり囚われて、児童が皇国民たるの錬成を受けているのだという事実を忘れてはなりません。」³⁵⁾と力説している。「病院の看護婦のように病気の子どもを扱ってはいけない」「トラホームの眼を洗ってやるだけなら洗眼婦であって養護訓導とは言えない」と叱咤した。「国民学校の教育について常に関心をはらい、日頃から知識を整理し、わからないことは学校医にたずね(例：むし歯)」「保健衛生の方面では学校における権威者として実力と誇りを持ち知識を高める、技術を磨く(例：皮内注射)よう努める」ことを要望した。その上で「養護訓導は看護婦として、学校医、学校歯科医の手助けをしなければならぬ。ここでは、どこまでも医師対看護婦、歯科医師対看護婦の関係」³⁶⁾と位置付けている。

学校看護婦は引き継がれる一方で、養護訓導に与えられる特典は学校看護婦にはなかった。訓導には準用訓導があるが養護訓導ではなく、学校看護婦は准養護訓導とされていた。重田は一般訓導に対し、今までに増して養護訓導に対しご指導いただき「女一人で何か言いますと出しゃばりのおもわれるので、ことに女子教員の方々に(指導を)よろしくお願いしたい」³⁷⁾とその世話係を女子教員に求めている。「養護訓導は都会地の大きな学校、財政豊かな衛生に理解がある市や大きな町に先に置かれる傾向があり、保護者が理解し学校職員も協力し市町村当局が誠意を披露してくれば全国に広くあまねく養護訓導が置かれる」「医者がいないから養護訓導を置いて児童の体位向上に努力しようと考え直せないものか」と訴え、「全国の国民学校に養護訓導がいきわたった暁には心身ともに健全な皇国民の錬成に資するところ必ずや大なる者があると確信する」³⁸⁾と放送を終えている。

このように、公共放送を使い養護訓導制度制定を国民に周知するとともに、その世話係を女子教員に委ねつつ、養護訓導を通し健民運動の興隆と皇国民の錬成を計ろうとしたことがここから具に読み取ることができるのである^{註5)}。

3. 養護教諭制度樹立への道 ～制度の成立と課題～

(1) 養護教諭制度の始動

昭和20(1945)年8月15日日本は終戦を迎えた。その虚脱と混乱が社会の各層に波及し、学校教育も同様だった。子どもの健康状態は劣悪で学童の間における結核の蔓延にはすさまじいものがあった。蔓延の著しかった回虫等腸内寄生虫も虫卵検査の採用と駆虫の徹底が図られた。日本は占領下におかれ、昭和22(1947)年に学校教育法が制定されるまで、国民学校令の一部改正その他で養護訓導の名称や身分も変更が余儀なくされる。昭和21(1946)年2月文部省体育局長より各地方長官宛「学校衛生刷新二関スル件」(昭和21年2月1日発体13号体育局長)の通牒が出され、養護訓導の緊急の増員が勧告されている。滝内らは、戦前の養護訓導の増員対策の延長線上に戦後の増員対策があり、CIEの指導と協力によってそれらが実施されたと指摘しており³⁹⁾その間、様々な錯綜があったとみられる。ここではその展開を整理する。

昭和21(1946)年6月21日には「公立学校官制の改定(文部省勅令334号)」⁴⁰⁾(表10)によって、第20条が附加された。これにより、

国民学校の養護訓導は国民学校職員たる「地方技官」と示されることとなった。加えて、教員養成諸学校管制(勅令209号)によって、高等師範学校・女子師範学校・師範学校の附属国民学校の養護訓導は「文部技官」となるが、その附則では公立学校職員である地方技官は「当分の間、第二十条第1講の改正規定にかかわらずこれを置かなくともよい」ことが示されている。

表9 国民学校令一部改正(抄)

第18条 「学校長、訓導及び準訓導」を「国民学校職員 地方教官及準教員」に「養護訓導」を「国民学校職員たる地方技官」に「養護訓導免許状」を「養護教員免許状」に改める(以下略)

出典：昭和21年6月21日、勅令第332号より抜粋

表10 公立学校管制改正(抄)

第20条 公立国民学校に左の職員を置く

学校長
地方教官
地方技官
前項の地方技官は3級とし、児童の養護をつかさどる

附則

公立学校職員である地方技官は、当分の間、第20条第1講の改正規定にかかわらずこれを置かなくともよい

出典：昭和21年6月21日、勅令第334号より抜粋

昭和22(1947)年3月31日には教育基本法が公布施行され(法律第25号)、同年4月1日「学校教育法(法律第26号)」⁴¹⁾(表11)が制定された。このことにより、国民学校令、師範教育令等は廃止され、養護訓導は改められ養護教諭が誕生した。この法律により小学校、中学校、盲学校、聾学校及び養護学校に設置することとなり、小学校及び中学校に必置とされた。その附則第百三条で「当分の間、養護教諭はこれを置かないことができる」と記される。しかしこの第百三条の存在が、後に養護教諭全校必置実現を阻む大きな要因として後世に引き継がれることとなるのである。

表11 学校教育法(抄)

第二十八条 小学校には校長・教頭及び養護教諭及び事務職員をおかなければならない

2 小学校には前項の外、助教諭その他必要な職員を置くことができる。

5 養護教諭は、児童の養護を掌る

第四十条(略)

第五十条 高等学校には、校長、教頭及び事務職員を置かなければならない

2 高等学校には、前項の外、養護教諭、助教諭、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

附則
 第百三条
 小学校及中学校には、第28条の規定（第40条において準用する場合を含む。）にかかわらず、当分の間、養護教諭はこれを置かないことができる。
 出典：昭和22年3月31日法律第26号より抜粋

学校教育法の制定公布により、児童の養護をつかさどる国民学校職員たる地方技官、及び官立学校の附属国民学校の児童の養護をつかさどる文部技官は養護教諭と改められた。同年4月1日「公立中学校・小学校及び幼稚園管制（昭和23・1・28、政令20号）」⁴²⁾（表12）により、児童の養護をつかさどる地方技官は地方教官たる養護教諭となる。そして児童の養護を司る文部技官は、文部教官たる養護教諭となった。

表12 公立中学校、小学校及び幼稚園管制（抄）

第一条 公立の中学校及び小学校に左の職員を置く
 校長 教頭 養護教諭 地方教官 地方事務官
 前項の地方教官は、校長、教諭的は養護教諭に充てるものとする。
 第1項の職員その他、助教諭及び□□を置くことができる。
 第二条 教諭及び養護教諭は、二級又は三級の地方教官を以て、これに充てる。
 附則
 この政令は、昭和二十二年四月一日から通用する。
 この政令通用の際、国民学校において地方技官の職にあった者は別に事例を発せられなかつたときは、公立小学校の養護教諭に補せられたものとする。
 第一条第意向及び第二項並びに第三条中「地方教官」とあるのは、この政令公布の日の前日までは、養護教諭に関しては、これを「地方技官」と読み替えるものとする。
 公立の中学校又は小学校の職員である養護教諭は当分の間、第一条の規定にかかわらず、これを置かないことができる。
 出典：昭和23年1月28日、政令第20号より抜粋

昭和23（1948）年10月7日には「公立学校職員臨時設置制（政令第316号）」⁴³⁾（表13）の制定により、養護助教諭の制定が設けられた。この政令はのちに廃止されるが、養護助教諭の生い立ちを知る上で忘れてはならない政令の一つである。その後、学校教育法施行規則の一部改正（省令18号）により、養護助教諭は免許状を有するものでなければならないとされた。

表13 公立学校職員臨時設置制（抄）

第一条 公立の小学校及び中学校に左の職員を置く。ただし、特別の事情のあるときは、事務職員を置かないことがある。

校長
 教諭
 養護教諭
 地方教官
 事務職員
 2 前項の職員の外、助教諭、養護助教諭及び講師を置くことができる。
 3 第一項の地方教官は、校長、教諭又は養護教諭に充てるものとする。
 4 特別の事情のあるときは、養護助教諭をもつて、養護教諭に変えることができる。
 第三条 教諭及び養護教諭は、二級又は三級の地方教官をもつて充てる
 第五条 公立高等学校に左の職員を置く
 校長
 教諭
 地方教官
 事務職員
 2 前項の職員の外、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師を置くことができる。
 3 第一項の地方教官は、校長、教頭、養護教諭又は助教諭に充てるものとする。
 第十五条（省略）
 附則
 第二十六条 第一条の規定にかかわらず、養護教諭はおかないことができる。
 第二十七条 左に掲げる勅令及び政令は廃止する。
 公立学校官令（昭和21年勅令第213号）公立中学校、小学校及び幼稚官制（昭和23年政令第20号）
 第二十八条 この政令施行の際現に小学校中学校の・・・（中略）・・・養護教諭の職にある者は、別に辞令を発せられないときは、それぞれ公立の小学校、中学校・・・（中略）・・・の養護教諭の職に期せられたものとする。
 出典：昭和23年10月7日政令第316号より抜粋

昭和24（1949）年1月12日には教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）が制定公布される。地方教官（国家公務員）たる公立学校の養護教諭及び養護助教諭は地方公務員となり、恩給法の適用を受けなくなったことは大きな問題だった。同年5月31日の教育職員免許法（法律第147号）及び教育職員免許法施行法（法律第148号）が制定公布され、養護教諭、養護助教諭の免許に関する基準も示された。占領終結後の昭和29（1954）年6月3日には教育職員免許法（昭和24年法律第147号）が一部改正される。これにより養護教諭仮免許状の制度は廃止された。

（2）養護教諭制度成立とその課題

学校保健法の制定（1958）、つづく日本学校安全会法の制定（1959）、その前に公布されていた学校給食法（1954）と合わせた3つのいわゆる福祉立法は、学校保健の推進者たる養護教諭にとって非常に力強いバックボーンとなった。他方、戦後の養護教諭制度

確立の大きな課題となったのが、恩給法の改正と教育職員免許法の発足である。本節ではその内実をみていく。

1) 教職免許法の問題

養護教諭制度の課題の一つに教育職員免許法の問題があった。養護教諭も養護助教諭も教育職員としてこの法律の適用を受けるが、免許も条件も戦前の規定と比較すると詳細な規定となっていた。教育職員の学力は高等学校卒業以上とされたが、養護教諭の場合は上級免許状の修得には別表第6によって高等学校を卒業しない場合にも上級コースの道が開かれていた。しかし、養護教諭は教職員の定数内に含まれるという専門職にとって不合理な規定があったことから、実際には養護教諭または養護助教諭の免許状を取得していても養護婦その他の名目で職についている者も少なくなかった。この場合、養護教諭または養護助教諭として勤務していることが上級免許状を修得する条件となっているため、向上心を持って研究に努めても上級免許への道が閉ざされることとなる。こうした不合理な規定も昭和36(1961)年時の改正で是正された。上級免許状の修得の道が開けたことは、養護教諭らにとって喜ばしい朗報であった。

教職免許法は2点の大きな問題を内在していた。その1つが養護に関する専門科目の単位の修得方法である。他の一般教育科目及び教職に関する科目の修得方法はそれぞれ割合多くあったにもかかわらず、養護教諭本来の使命である養護についての専門科目の単位の修得は極めて難しい条件だった。単位の内容が衛生学、食品学、栄養学、予防医学など、大学の医学部を持たない地方では、単位認定講習会等で希望する単位数を習得すること自体が困難だったのである。6大学の通信教育でも、これらの養護に関する専門科目の一部しか扱っていないのが実情だった。このことは、勤務しながら努力して上級免許状を得ようとする篤学の養護教諭には致命的だった。府県によっては、既に数年にわたって認定講習会や大学の講座を開き研修に資していたが、これらは必ずしも全国的に水準化されているとは言えない状況で地域によってかなりの格差があったのである。講習会が開かれても個人的な事情その他で心ならずも参加できず希望する単位を習得できなかった人もいたという。

同時期の雑誌『健康教室』^{註6)}への投書や問い合わせには、免許法についてのものが多く寄せられている。どこでどのようにして単位を取得するか、その焦点の壁は常に養護に関する専門教科をどうするかということに尽きていた。「養護に関する専門教科の研修には大いに努力すべきだが、教職免許法の規定が救いのない壁とならないよう文部省や都道府県の暖かい心の通った措置を」と同誌は訴えており、当時大きな課題だったことが窺える⁴⁴⁾。

また、教職免許法の第2の問題に、養護教諭と小学校教諭免許状(あるいは中学校・高等学校教諭の免許状)との関係もあった。養護教諭には専門職として養護教諭免許状(あるいは養護助教諭免許状)が規定されていたが、小学校教諭の免許状あるいは中学校、高等学校の保健の免許状を希望する声は意外に広く強かったのである^{註7)}。養護教諭が教壇に立つことは養護についての専門職の意義を失うものとの意見がある一方で、学校長などの指示により、性教育、救急処置、安全教育その他養護教諭の適切な手腕を生かして指導している例も少なくなかった。「教職免許法の改正で養護教諭も教壇に立つことができるようになっても養護の専門職を捨てるものでも教壇をさるものでない」「養護教諭が小学校教諭の免許状ある

いは保健科の免許状を持つことは心の支えとなり、プライドを培うこととなり、児童生徒と接触することによって、さらに的確な保健指導と健康管理がなされることに繋がる」誌上ではこうした議論が盛んに行なわれた⁴⁵⁾。後に安藤しまは、IFEL教育指導者講習会が養護教諭にも実施されたが、その後も各県教育委員会では「養護を掌る」立場の者が「指導を行う」ことに相当の抵抗があったと綴っている⁴⁶⁾。すなわち、現場の養護教諭らの声は学校現場における様々な葛藤の惹起が根底にあったのである。

2) 恩給法の改正

恩給法の改正は、国民学校令で制定された養護訓導の恩給の起算点を奉職した時に遡ることを定めたものであり、全国の養護教諭の熱烈な要望が広い運動となって展開された恩恵だった。しかし、恩給年限の継続計算期間などの問題を絡んでいた。

昭和30(1955)年7月25日に、教育公務員特例法第32条の規定の適用を受ける公立学校職員等について、学校看護婦としての在職を準教育職員としての在職とみなすことに関する法律が定められ、在職している養護教諭は恩給法の準用を受けることとなった。養護教諭及び高等学校の養護助教諭は恩給法上の教育職、小・中学校の養護助教諭は恩給法上の準教育職員とみなされ、学校看護婦時代の勤務年数を恩給年数に加算することが規定された。ところが、前述したように養護教諭という名称に変更されるまでは、様々な名称が存在していた。代表的な学校看護婦、学校衛生婦、養護婦のほかにも衛生看護婦、学校保健婦、学校衛生士、養護士など雑多な職種名が各地各学校でまちまちに使われていたのである。このことが制度を阻む大きな障害となっていた^{註8)}。千葉らはこれらを差別として異論を唱え、猛烈な運動を展開している。全国から資料を集めたところ、その名称の種類は実に150種にも上ったという。恩給法改正を求めて、請願、建議、陳情など全国の養護教諭らと一致団結して闘った⁴⁷⁾。こうした運動の成果もあり、昭和36年6月8日には教育職員免許法が一部改正された。養護教諭、養護助教諭以外の養護に従事する職員に対しても、養護教諭免許状の授与を受けることができる特例が設けられたのである。

4. 男性養護教諭への期待

国民学校令では、養護訓導が「女子」であることを規定し看護婦免許を有することを条件としていた。養護教諭が女子であることは、戦後制定された教職免許法で養護教諭に普通免許状を授与する規定をした別表第二にも表記されている。

しかし、職制20年を迎えるころには新たに変化の兆しがみえる。養護教諭職制成立20年の祝賀会では「別表第二には1級普通免許状を授与されるものの基礎資格に、学士の称号を有することという一項があり、この場合は大学において修得すべき最低単位数が定められているだけで養護教諭は女子に限るという定めはない。戦後の男女共学の立場からみても当然のことであろう」⁴⁸⁾と語られ、男性養護教諭へとまなざしが向けられている。実際に男子の養護教諭が学校に勤務しており、大学において養護教諭のコースを研修している男性も出ていた。正確な数はわかりかねるとしながらも、近き将来、女性ばかりだった養護教諭の研修会や大会に男性養護教諭も同席することになろうと期待が寄せられた。前述した学校教育法附則第百三条の撤廃へと全国の足並みが揃うことを念じつつ、男性養

護教諭拡大への期待が綴られているのである。

おわりに

以上、本研究では養護教諭制度と普及について文部省関係者や当事者らの発言等を焦点に学校看護婦、養護訓導を経て職制成立20年を迎えるまでの展開をおってきた。これらを通して、養護教諭制度は、学校衛生上の課題だけでなく国策や当事者らによる身分確立を求める熱心な職制制定運動と接続しつつ、時代の潮流に翻弄されながら樹立してきたことが改めて浮き彫りになった。戦前、女子の聖職とされていた学校看護婦・養護訓導も、戦後民主化・男女平等教育が浸透するに伴い、養護教諭職制成立20年を迎えるころには、第三条の撤廃と共に男性養護教諭の登場が期待されるようになる。しかし両者はその後60年を経た令和においても、未だ解決することのない課題として残存している。

戦時下、文部省で学校衛生の指揮をとった重田は、当時の自身の発言を稚拙であったと自戒し、戦後その原稿を公開している。また、省庁間の攻防や第三条の成立の由縁等についても関係者によって明らかにされている。それら詳細を解明し、本研究の補完とすることを今後の課題としたい。

註

- 1) 養護訓導の講習会について山陰の学校看護婦が読者欄に投稿した記事(日本学童保健協会編『学童の保健12(138)』日本学童保健協会.1941.60-61頁)に対し、大西は次号で解答を寄稿している。(日本学童保健協会編『学童の保健12(139)』日本学童保健協会.1941.61頁)
- 2) 当時看護婦らは従軍看護婦として応召を受けたものもいた。それらを逃れるために養護訓導になった者も多かったとの指摘もある。従軍看護婦から戦後養護教諭となる記録については守屋ミサ『従軍看護婦の見た病院船・ヒロシマ』(農文協)1998に詳しい。
- 3) 昭和36年9月に開催された養護教諭職制20年記念祝賀会のあいさつで重田は「養護教諭の必置制については当時の法制局との交渉で、置クコトヲ得ということで妥協した犯人は私です」と当時の苦心談を発表している。法制局と再三交渉したことを思い出し、当時の官庁のPRが稚拙であった証拠として、その時の原稿をのちに公表している。
- 4) 文部科学省によれば大正15年には全国で900余名、昭和4年には1438名の配置
- 5) 頻繁に来室する子どもに対し「男のくせに何ですか、そんなかすり傷、兵隊さんを考へてごらんなさい。腕一本切られても平気な顔でゐますよ、我慢なさい。」と精神的鍛練にも気を配りながら心身共に丈夫な子どもにそだてあげなければならない、と考えていたことが記されている。(葛西タカ『養護室記録』長崎書店.昭和18年.152-153頁)
- 6) 雑誌『健康教室』は昭和23(1948)年(財)日本学校衛生会の事業として同会監修の下に誕生した養護教諭専門雑誌。「児童の養護に資するよう、出来る限り具体的に、実践的に即して、生きた健康教育を研究指導すること」を目的に会委嘱の監修委員により企画編纂された。創刊号の委員は荷見秋次郎(文部事務次官・文部省保健課)、千葉たつ(東京都養護教諭本会理事・養護部会

長)、中村鎮(文部鼻無冠・文部省学校給食班課)、内田早苗(千葉県議観・本会医学部会長)、小菅雅子(5巻まで)、北町一郎(作家)、下田巧(東京都教官)であった(『健康教室第1集』東山書房1948.64頁)。昭和25(1950)年第7巻以降には同会の手を離れ、現在は東山書房の事業となっている。

- 7) 雑誌『健康教室』においても問い合わせや投書に多かったという。竹村一「黒板と白墨」の中で養護教諭が勤務しながら学び保健科と家庭科の免許状を受領する講座が紹介せられた時(同誌第124集)多くの問い合わせを受けたとの掲載がある。
- 8) 「シラミの先生」等で呼ばれていたとの報告もある。

引用参考文献

- 1) 荷見秋次郎『養護訓導精義』婦女界社.1941.4-5頁
- 2) 杉浦守邦『養護教員の歴史』東山書房.1974
- 3) 澤山新一『学校保健の近代』不二出版.2004
- 4) 近藤真庸『養護教諭成立史の研究』大修館書店.2003
- 5) 前掲書1) 4-5頁
- 6) 本岡晴之助『学校養護諦要』大日本学校衛生協会.1929
- 7) 樋上恵美子『近代大阪の乳児死亡と社会事業』2016
- 8) 日本学校保健協会編『学童の保健12(135)』2本学童保健協会1941.27-30頁
- 9) 前掲書8) 27-30頁
- 10) 前掲書8) 27-30頁
- 11) 「第8回学校衛生主事会議」答申 大正12年11月
- 12) 文部省監修・(財)日本学校保健会編集『学校保健百年史』第一法規.1973.330頁
- 13) 「第一回全国学校看護婦大会」昭和4年3月12日
- 14) 「学校看護婦二關スル件」昭和4年10月29日文部省訓令第21号
- 15) 前掲書1) 5-6頁
- 16) 『健康教室12(12)(143)』東山書房.1961.17-20頁
- 17) 前掲書1) 6-7頁
- 18) 「国民学校令」昭和16年3月1日勅令第148号
- 19) 「国民学校令施行規則」昭和16年3月14日文部省令第4号
- 20) 「養護訓導ノ試験検定標準ニ関スル件」昭和16年6月21日文部省体育局長通牒
- 21) 日本学校衛生会『学校衛生.21(9)』1941.68頁
- 22) 「養護訓導執務要項」昭和17年7月17日文部省訓令第19号
- 23) 大西永次郎「戦時下の学童保健(下)」『学童の保健13(144)』日本学童保健協会.1942.19-26頁
- 24) 重田定正「健民運動を理解し之に協力せよ」『学童の保健13(142)』日本学童保健協会.1942.2-5頁
- 25) 日教組養護教員部編『日教組養護教員部三十年史』(株)労働教育センター.1982.iii~vii
- 26) 前掲書16) 40頁
- 27) 前掲18)
- 28) 「国民学校令の一部改正」昭和18年勅令635号
- 29) 前掲書16) 7頁
- 30) 前掲書16) 7頁
- 31) 前掲書16) 7頁
- 32) 前掲書16) 8頁

- 33) 前掲書16) 8 頁
- 34) 前掲書16) 8 頁
- 35) 前掲書16) 8 - 9 頁
- 36) 前掲書16) 9 頁
- 37) 前掲書16) 9 頁
- 38) 前掲書16) 12頁
- 39) 滝内隆子・小松妙子「占領期の1946～1947年におけるCIEと
文部省による養護教諭の増員対策」日本看護歴史学会誌第32号
2019.pp51-65
- 40) 「公立学校官制の改定」昭和21年 6 月文部省勅令334号21日
- 41) 「学校教育基本法」昭和22年 4 月 1 日法律第26号
- 42) 「公立中学校・小学校及び幼稚園管制」昭和23年 4 月 1 日（昭
和23・1・28, 政令20号）
- 43) 「公立学校職員臨時設置制」昭和23年10月 7 日.政令第316号
- 44) 前掲書16) 42頁
- 45) 前掲書16) 42-43頁
- 46) 安藤しま『学校保健50年の軌跡』東海学校保健研究所.
- 47) 日教組養護教員部編『日教組養護教員部三十年史』（株）労働
教育センター . 1982.92-102頁
- 48) 前掲書16) 43頁

